

提出書類について

《注意事項》

【令和7年8月1日以降】の証明日が有効となります。

上記証明日より前の日付の書類を提出された場合は、再度ご提出を依頼させていただきます。

《保育の必要性を証明する書類》

項 目	提出書類
就労(育休中・就労予定)	「就労証明書」 証明日が令和7年8月1日以降の「就労証明書」を既に提出してある場合は、省略できます。
妊娠・出産予定	「母子健康手帳の写し」 表紙と分娩予定日の記載部分
就学・職業訓練	「学校の在籍証明書」 証明日が令和7年8月1日以降の「在籍証明書」を既に提出してある場合は、省略できます。 「授業の時間割表」 授業時間と日程が確認できるもの
疾病・障がい	「医師の診断書」 家庭保育が困難な旨の記載があり、3か月以内のもの 証明日が令和7年8月1日以降の「診断書」を既に提出してある場合は、省略できます。 「心身障がいに係る各種手帳の写し」 氏名、等級が確認できる部分
同居親族の介護・看護	「医師の診断書」 常時介護・看護が必要な旨の記載があり、3か月以内のもの 証明日が令和7年8月1日以降の「診断書」を既に提出してある場合は、省略できます。 「介護・看護スケジュール」 1日の流れが確認できるもの
災害復旧	「り災証明書等」 証明日が令和7年8月1日以降の「り災証明書等」を既に提出してある場合は、省略できます。

《その他添付書類》

項 目	提出書類
兄弟姉妹が認可保育施設以外の保育施設やその他各施設を利用している場合	「保育施設利用証明書」 証明日が令和7年8月1日以降の「利用証明書」を既に提出してある場合は、省略できます。